

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 1 章 地位協定特例法関係 （とん税及び特別とん税の納付） 3—3 法第 3 条ただし書《とん税等を課する場合》の規定に基づくとん税及び特別とん税の納付については、次による。 (1) とん税及び特別とん税の額の算定は、次の方式による。この場合において、当該船舶の積載貨物中に法第 6 条《関税の免除》に掲げる物品に相当する輸出物品が含まれているときは、当該物品は、便宜、法第 6 条に掲げる物品に準ずるものとする。 $(16円/トン)+(20円/トン) \times 純トン数 \times \frac{\text{法第6条に掲げる物品以外の物品の重量}}{\text{全積載物品の重量}}$ =納付すべきとん税及び特別とん税額 (2) 法第 6 条に掲げる物品以外の物品の重量は、<u>積荷に関するものを記載した書面（以下、この章において「積荷目録」という。）の記載重量により、また、全積載物品の重量は、後記 4—1（とん税及び特別とん税の免除手続）の(1)の「合衆国軍隊の船舶又は航空機証明書」の備考欄に記載された重量による。</u> (3) 「合衆国軍隊の船舶又は航空機証明書」に容積のみが記載されている場合で重量による比較ができないときは、便宜、容積 1.112 立方メートルを 1 トンとして計算して重量を算出する。積荷目録に記載された法第 6 条に掲げる物品以外の重量算定についても、これに準ずる。 (4) 上記(1)によりとん税及び特別とん税を徴収する場合には、合衆国軍隊の関係機関に通知し、その納税の確保を図る。	第 1 章 地位協定特例法関係 （とん税及び特別とん税の納付） 3—3 法第 3 条ただし書《とん税等を課する場合》の規定に基づくとん税及び特別とん税の納付については、次による。 (1) とん税及び特別とん税の額の算定は、次の方式による。この場合において、当該船舶の積載貨物中に法第 6 条《関税の免除》に掲げる物品に相当する輸出物品が含まれているときは、当該物品は、便宜、法第 6 条に掲げる物品に準ずるものとする。 $(16円/トン)+(20円/トン) \times 純トン数 \times \frac{\text{法第6条に掲げる物品以外の物品の重量}}{\text{全積載物品の重量}}$ =納付すべきとん税及び特別とん税額 (2) 法第 6 条に掲げる物品以外の物品の重量は、<u>積荷目録記載重量により、また、全積載物品の重量は、後記 4—1（とん税及び特別とん税の免除手続）の(1)の「合衆国軍隊の船舶又は航空機証明書」の備考欄に記載された重量による。</u> (3) 「合衆国軍隊の船舶又は航空機証明書」に容積のみが記載されている場合で重量による比較ができないときは、便宜、容積 1.112 立方メートルを 1 トンとして計算して重量を算出する。積荷目録に記載された法第 6 条に掲げる物品以外の重量算定についても、これに準ずる。 (4) 上記(1)によりとん税及び特別とん税を徴収する場合には、合衆国軍隊の関係機関に通知し、その納税の確保を図る。